

業務課からのお知らせ

1. 資格取得届・被扶養者（異動）届への個人番号記載について

この度、厚生労働省より「オンライン資格確認等システムにおける正確な資格情報等の登録について」が令和5年5月23日付で示され、また「健康保険法施行規則等の一部を改正する省令」が令和5年5月31日に公布され、令和5年6月1日より施行されているところです。

一部改正の内容としましては、資格取得届・被扶養者（異動）届への個人番号の記載義務が法令上明文化されました。

なお、やむを得ない事情があり、届出時に個人番号が記載できない場合でも、最終的には事業主からの個人番号の提出を徹底するよう指導がありました。

当健康保険組合としましては、今後とも「オンライン資格確認等システム」への迅速かつ正確なデータ登録を行っていくことを目的に、令和5年6月1日（木）以降【令和5年6月19日（月）当健保到着分以降】の新規加入者に係る資格取得届及び被扶養者（異動）届について、次のとおり対応させていただきますので、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

《資格取得届・被扶養者（異動）届への個人番号等の記載の徹底》

新規加入者に係る資格取得届及び被扶養者（異動）届については、個人番号欄に必ず個人番号の記載をしていただきますようよろしくお願い致します。



《個人番号の記載がない場合の取扱い》

資格取得届及び被扶養者（異動）届に個人番号の記載がない場合は、次のとおり提出をお願いすることとなります。

- 各種決定通知書に【個人番号未登録者リスト】を同封（提出期限を1週間以内とします）
※ご提出いただけるまで、毎月の保険料納入告知書に【個人番号未登録者リスト】を同封

《資格取得届・被扶養者（異動）届の届出時にやむを得ず個人番号の記載ができない場合の
取扱い》

- 届出に、5 情報（漢字氏名、カナ氏名、生年月日、性別、住所）に記載

この場合、5 情報の記載が一つでも漏れている場合は、届出の受付及び保険証の発行はできませんので、ご注意ください。

なお、届出に記載いただいた情報に不一致がある場合は、事業所に照会するよう指導があり、「オンライン資格確認等システム」に登録するまでに時間を要することとなります。

- また、最終的には、個人番号の提出はしていただくこととなります。

【参考資料】

- リーフレット「資格取得届・被扶養者異動届にはマイナンバーの記載をお願いします。」
- 「オンライン資格確認等システムにおける正確な資格情報等の登録について」の一部改正について（令和5年5月23日付、保保発0523第2号、厚生労働省保険局保険課長通知）
- 健康保険法施行規則等の一部を改正する省令の公布等について（通知）（令和5年5月31日付、保発0531第1号、厚生労働省保険局長通知）